



危険な空家等の

解体費用

の一部を補助します。

※解体撤去工事前に申請が必要です！

空家等を解体する前に、ご相談ください。

住宅

最大30万円

住宅以外の建築物

最大15万円



対象となる空家等

市による家屋の不良度調査で、
点数が100点を超える空家等

補助の対象とならないもの

- ★空家の一部解体
- ★家屋以外の工作物や樹木などの撤去
- ★浄化槽など地下埋設物や家財家具等の撤去



補助の対象者

- 危険空家等の所有者又はその相続人
- 市税等の滞納がない者

※申請の流れは裏面をご覧ください。

不良度判定シート

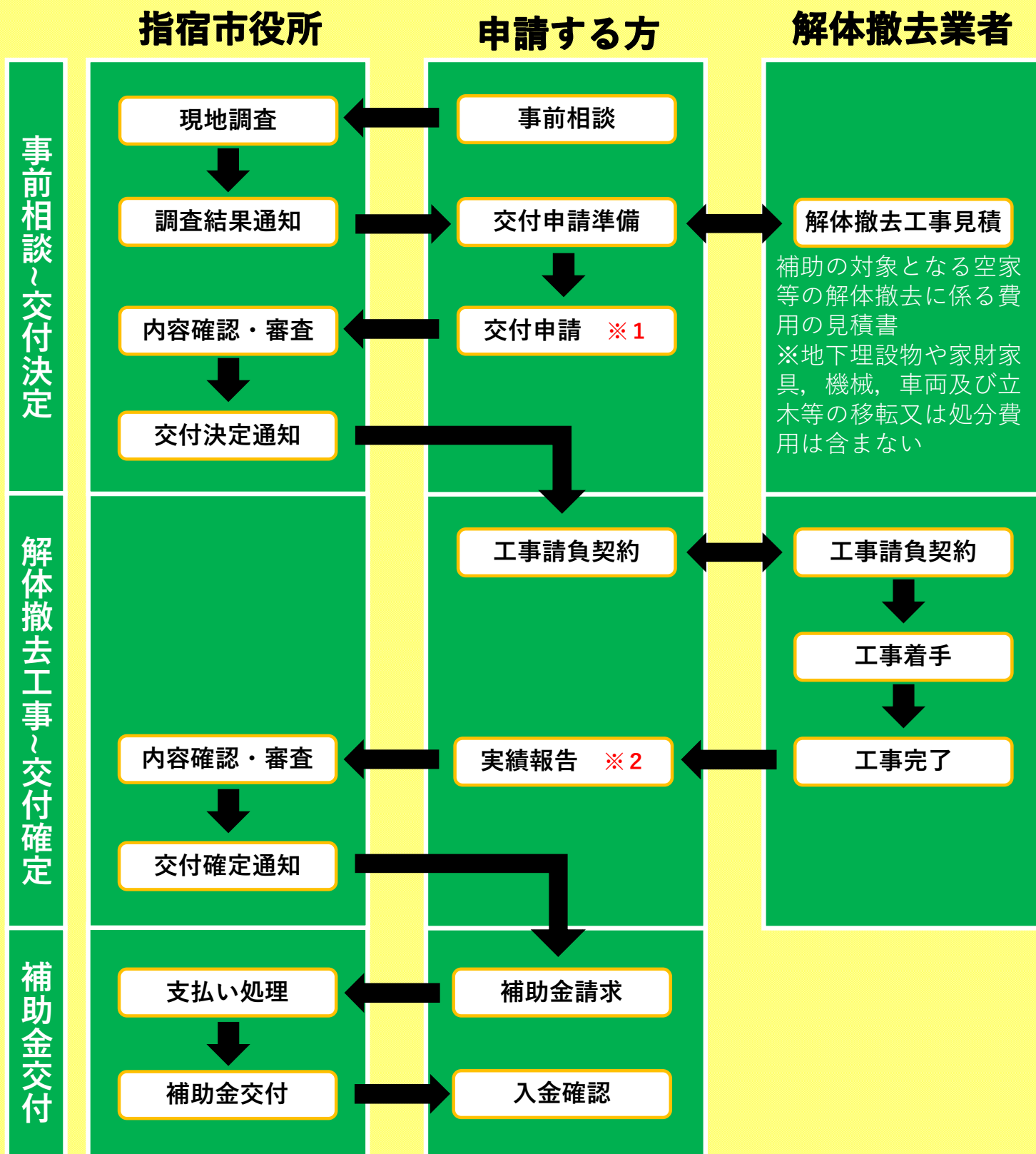
評定区分	評定項目	評定内容
1	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの
2	(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの
		ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの
	(4) 外壁	ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの
		ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの
3	(5) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの
		ウ 屋根が著しく変形したもの
4	(6) 外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの
		イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの
4	(7) 屋根	屋根が可燃性材料でふかされているもの
4	(8) 雨水	雨樋がないもの

【問い合わせ先】

〒891-0497 指宿市十町2424番地
指宿市役所 総務部 危機管理課

☎0993-22-2111(内線151・152)
e-mail:kikikanri@city.ibusuki.jp

★危険空家等解体撤去工事補助金フロー図★



※1 交付申請に必要な物

- ☐ 補助金交付申請書(第1号様式)
- ☐ 誓約書(第2号様式)
- ☐ 住民票又は住民票記載事項証明書
- ☐ 登記事項証明書又は所有者を確認できる書類
- ☐ 市税等に滞納がない証明書
- ☐ 補助対象危険空家等の位置図
- ☐ 解体撤去工事に係る経費の見積書の写し
- ☐ 解体撤去工事前の現況写真
- ☐ 同意書(第3号様式)※建物と土地の所有者が違う場合

※2 実績報告に必要な物

- ☐ 補助金実績報告書(第5号様式)
- ☐ 解体撤去工事に係る経費の領収書の写し
- ☐ 解体撤去工事後の現況写真
- ☐ 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し